

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 8 年 7 月 10 日 神戸地方法務局三田出張所 登記官 北中謙一
記

- 1 手続番号
第 1415-2025-0017 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
兵庫県三田市上本庄字和田垣内 844 番